医療や健康管理における留学準備について

甲南大学への出願ありがとうございます。出願前に、以下の内容を必ず確認してください。

1.　障がい等のある学生に対する支援

甲南大学では、「甲南大学障がい学生支援方針」にもとづき、障がいのある学生が、障がいのない学生と等しい条件のもとで修学し、安心して学べるよう支援を行っています。障がい等に関して支援を希望する場合は、出願時に KIEC へお知らせください。なお、甲南大学で提供できる支援・配慮は、所属大学で受けているものと同一とは限りませんので、ご了承ください。

2.　メンタルヘルス・サポート

留学中は、文化・学業・生活環境の変化などにより、心身に負担がかかることがあります。継続的にカウンセリングや精神科・心療内科等の治療を受けている方は、渡航前に主治医・支援者と相談し、留学中の治療・支援方法を確認してください。

- 学内外の相談・医療サービスは、対応言語や予約状況により利用まで時間を要する場合があります
- 精神科・心療内科等の受診には事前予約が必要な場合があります
- 服用中の薬剤が日本では入手できない、または持ち込みに制限がある場合があります
- 治療・支援の仕組みは母国と異なる場合があります

必要な薬剤の準備に加え、現在利用している支援を留学中も継続できるかについて、事前に主治医・支援機関へ確認してください。

3.　医師の診断書

持病がある方や母国で継続的な治療を受けている方は、診断名、治療歴、服薬内容・用量、必要な配慮等を記載した診療情報（Medical Letter 等）を渡航前に準備してください。来日後に医療機関を受診する際に役立ちます。

4.　継続治療・服薬に必要な準備

持病がある方、継続的な治療を受けている方、または定期的に処方薬を服用している方は、渡航前に以下の資料を準備し、必要に応じて来日時に持参してください。

- 英文（もしくは日文）の診断書または医師の紹介状
- 現在の処方箋の写し
- 薬剤名（一般名／成分名）および服用量の一覧
- 必要に応じた診療記録

薬は、内容を確認できるよう、原則として元のラベル付き容器・包装のまま持参してください。

5.　医薬品やサプリメントの日本への持ち込み

母国で処方・販売されている医薬品やサプリメントであっても、日本では成分や数量によって持ち込みが禁止・制限されている場合があります。禁止・規制対象の薬剤を必要な手続きなしに持ち込むと、税関での没収や法令に基づく措置の対象となる可能性があります。

服用中の薬剤を日本へ持参できるか、また「輸入確認証」等の事前手続きが必要かについては、渡航前に必ずご自身で厚生労働省等の最新情報を確認してください。

渡航前には、次の準備をしてください。

- 主治医に、日本への留学予定と服薬継続について相談する
- 服用中の薬剤が日本へ持ち込めるか、日本で入手できるかを確認する
- 必要な範囲で、渡航後当面の服薬に必要な量を準備する
- 薬剤名（一般名／成分名）、用量、服用目的等が分かる英文の処方内容または診療情報を準備する
- 必要に応じて、代替薬について主治医と相談する

特に、向精神薬、麻薬、医薬品覚醒剤原料などは個別の規制や事前手続きが適用される場合があります。

6.　予防接種

渡航前に予防接種歴を確認し、必要な予防接種について主治医等に相談してください。

7.　違法薬物

日本滞在中は日本の法令が適用されます。大麻および大麻由来製品を含む違法薬物の所持・使用等は法令で禁止されています。

8.　問い合わせ

健康上の事情が留学生活や学修に影響する可能性がある場合、または必要な支援について不明な点がある場合は、できるだけ早く KIEC へご相談ください。早めに情報を共有いただくことで、渡航前から必要な支援について検討することができます。

甲南大学国際交流センター

メールアドレス：kiec-asia@adm.konan-u.ac.jp

電話番号：+81-78-452-1641